

和指第409号
令和4年2月3日
(2022年)

各介護職員処遇改善加算算定対象事業者様

和歌山市長 尾花正啓
(公印省略)

介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告について(通知)

平素は、本市の介護保険行政の推進につきまして、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課より、令和4年2月1日付長第02010002号「介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告について」の通知がありましたのでお知らせします。

また、**標記補助金の実施主体は都道府県であること、及び交付要件について、次の点について十分ご留意いただきますようお願いいたします。**

なお、本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人内の事業所等には貴職から通知いただきますようよろしくお願いいたします。

交付要件の留意事項

●**介護職員処遇改善加算の区分(I)～(III)について、令和4年2月サービス提供分から当該加算を算定していない介護事業所等は、補助金の対象とはならない。**

●**補助金の交付を希望する介護事業所等は、原則として令和4年2月分から賃金改善を実施しなければならない(ただし、就業規則等の改正が間に合わない場合は、令和4年3月分とまとめて2月分の賃金改善を行うことも可能。)**。このため、賃金改善を令和4年3月分から実施した場合については、2月分から賃金改善を行っていないため補助金の対象とならない。※新規開設の事業所等についての取扱いも含め、Q&Aを参照のこと。

●令和4年10月以降においても、本事業(補助金の活用)により講じた賃金改善の水準を維持すること。

●補助金の交付を受けようとする場合、計画書に先立って、**別添「介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告書」を和歌山県知事に各期限内に提出すること。**

※なお、直近のQ&Aとして、介護保険最新情報 vol.1031「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A(令和4年1月31日)」が厚生労働省より発出されておりますのでご一読ください。

ご参考:

●和歌山県ホームページ「きのくに介護 de ネット」

※報告書様式等は当該ホームページに順次、掲載されていく予定とのことです。

<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/>

●厚生労働省 老健局 介護職員処遇改善支援補助金コールセンター

電話番号: 03-6812-7835 (受付時間: 平日 午前9時30分～午後5時30分)

●厚生労働省「介護保険最新情報」掲載ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

和歌山市 健康局 保険医療部
指導監査課 介護事業所指定班
電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320

長第02010002号
令和4年2月1日

県所管介護サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部長寿社会課長
(公印省略)

介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告について

先般お知らせしました**標記補助金の交付要件として、令和4年2月分から賃上げを実施**すること、またその旨の**報告を県に提出**することが求められています。

つきましては、**交付を希望される事業者については、下記により賃上げを行った旨の報告をお願いいたします。**(補助金の詳細については別添のリーフレット及び厚生労働省ホームページをご確認ください。)

なお、この補助金についてのコールセンターが設置されることになりましたので、**お問い合わせについては、下記コールセンターまで**お願いいたします。

記

1. 報告方法 別紙報告様式を郵送により提出
提出先：〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 介護サービス指導室あて
2. 報告期限 ①**令和4年2月分から賃上げを行った場合**
令和4年2月28日(月)までに提出
②**令和4年3月から、2月分を含む賃上げを行った場合**
令和4年3月31日(木)までに提出
3. 問い合わせ先 厚生労働省老健局介護職員処遇改善支援補助金コールセンター
TEL：03-6812-7835 (受付時間：平日9:30~17:30)

(参考)

- ・介護職員処遇改善支援事業実施要綱他(案)(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

内、介護保険最新情報vol.1030(参考1~4)

- ・介護職員処遇改善支援補助金(きのくに介護deネット)

<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>

和歌山県保健部福祉保健政策局
長寿社会課介護サービス指導室
TEL:073-441-2527

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

法人名：_____

代表者名：_____

介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告

介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善の開始について、以下のとおり、報告いたします。

- ①対象サービス事業所であることの申出 ※該当する場合はチェックを入れること
- 令和4年2月サービス提供分について、介護報酬における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）の届出を行っている。
- ②賃金改善の開始に係る報告 ※該当する方にチェックを入れること
- 令和4年2月分から、賃金改善を開始した。
- 令和4年3月分から、賃金改善を開始した（同年3月は同年2月の賃金改善分も支給）。

書類作成担当者名：_____

電話番号：_____

メールアドレス：_____

※裏面に、補助金を取得する介護保険事業所番号、事業所名及びサービス名を記載すること。（記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加すること。）

「介護職員処遇改善支援補助金」のご案内

令和4年2月からスタート

厚生労働省は、令和4年2月から9月までの間、介護職員の処遇改善を図るための「介護職員処遇改善支援補助金」を交付します。また、10月以降は、臨時の介護報酬改定を行い、同様の措置を継続することとしています。

Q1. 補助金の額はどのように決められるの？

A1. 各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。

- 以下の算定式に基づき、各事業所が受け取る補助金の額を毎月算定・支給されます。算定式の「加算減算」には、処遇改善加算と特定処遇改善加算分が含まれます。

$$\begin{array}{c} \text{ある月の総報酬} \\ \left(\{ \text{基本報酬} + \text{加算減算} \} \times \begin{array}{c} 1 \text{ 単位の} \\ \text{単価} \end{array} \right) \end{array} \times \text{交付率} = \text{補助額}$$

- これにより、標準的な職員配置の事業所で、介護職員1人当たり月額9,000円相当の補助金が交付されます。
- 事業所の判断で、介護職員以外のその他の職員の処遇改善に補助金を充てることができます。その他の職員の範囲は、事業所の判断で柔軟に設定できます。
- このような仕組みで補助金を算定・支給するため、各事業所の職員配置状況などによっては、介護職員の皆さま全員に対して、一律で月額9,000円の引き上げを行うものではありません。

Q2. 補助金の対象となる要件は？

A2. 以下の要件を満たすと、補助金を受け取ることができます。

①介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを取得していること

- ◆令和4年2月サービス提供分からの取得が必要です。

②原則として、令和4年2月分から賃金改善を実施すること

ただし、就業規則等の改正が間に合わない場合は、令和4年3月分とまとめて2月分の賃金改善を行うこともできます。

- ◆③の要件にかかわらず、令和4年2・3月分は一時金等による賃金改善も認めます。
- ◆令和4年2・3月分から賃金改善を実施した旨を記載した用紙を都道府県に提出してください。
- ◆令和4年2・3月分として見込まれる補助金額のすべてを、令和4年2・3月分の賃金改善に充てる必要はありません（Q3をご参照ください）。

③補助金の全額を賃金改善に充てること

かつ、賃金改善の合計額の3分の2以上をベースアップ等に充てること

- ◆ベースアップ等とは、「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」の引き上げをいいます。
- ◆「介護職員」の賃金改善総額・「その他の職員」の賃金改善総額のどちらも、その3分の2以上をベースアップ等に充てる必要があります。
- ◆ベースアップ等に充てた額以外の分は、賞与・一時金等による賃金改善に充てることで、全体として、補助金の額を上回る賃金改善を行う必要があります。
- ◆処遇改善計画書と実績報告書に、「月額の賃金改善額の総額」を記載してください。

Q3. 事業所内での補助金の配分方法は？

A3. 介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。

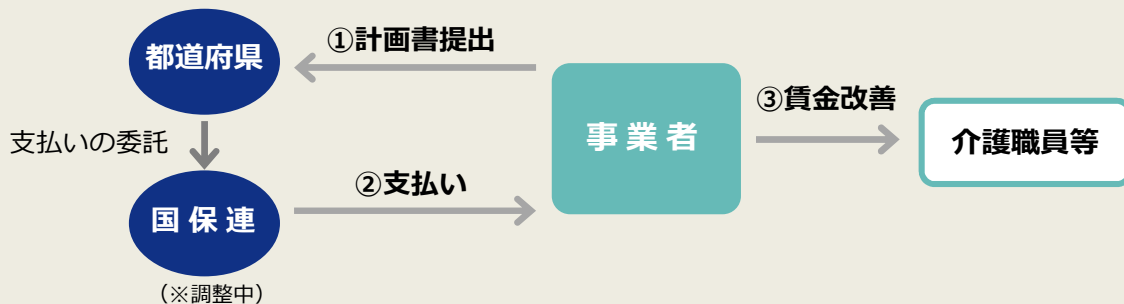
- 事業所で、介護職員だけでなくその他の職員の賃金改善にも充てる場合は、**介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。**
- 令和4年2月分から9月分の**補助金の合計額を上回る賃金改善を行うことが必要です。**
(月ごとの賃金改善額がその月の補助金額を上回る必要はありません。)

Q4. 補助金の申請手続きは？

A4. 事業所が都道府県に対して申請を行います。補助金は国保連（※調整中）が支払います。

- 補助金を申請する場合、事業者は、**都道府県に計画書を提出**してください。
申請が認可されると、都道府県から支払いの委託を受けた**国保連（※調整中）が補助金を事業者**に支払います。
- 介護報酬関係で市町村に届け出を行うサービス事業者も、**この補助金の届出先は都道府県**です。
- 補助期間終了後、事業所は**都道府県に実績報告書を提出**する必要があります。
(要件を満たさない場合は、補助金の返還が必要となることがあります。)

申請から支払いまでの流れ



Q5. 補助金の申請・支払いスケジュールは？

**A5. 令和4年2月に賃上げ開始の報告を行った後のスケジュールは以下の通りです。
補助金は、2～4月分がまとめて6月に支払われ、その後11月まで毎月支払われます。**

令和4年					令和5年
2月	4月	6月	9月	11月	1月
賃金改善の実施					
補助金の支払い					
賃上げ開始の報告	計画書提出	補助金支払い開始		補助金支払い終了	実績報告書提出

お問い合わせ先

厚生労働省老健局
介護職員処遇改善支援補助金コールセンター
電話番号：03-6812-7835
(受付時間：平日9:30～17:30)

和歌山県福祉保健部
長寿社会課介護サービス指導室
電話番号：073-441-2527